

様式第1号(第4条関係)

おててこ会館利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住所

団体名

代表者(責任者)

電話 ( )

次のとおり糸魚川市おててこ会館を利用したいので申請します。

利用日時	月 日( ) 時 分から 月 日( ) 時 分まで		
利用施設及び 設備	<input type="checkbox"/> 多目的ホール	<input type="checkbox"/> 研修室	
	<input type="checkbox"/> 冷房 <input type="checkbox"/> 暖房	<input type="checkbox"/> 冷房	<input type="checkbox"/> 暖房
利用目的			
利用予定人数	人	入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無
商品の宣伝及 び販売	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 有 円 円
利用料金減免 申請	<input type="checkbox"/> 条例第5条第 号 <input type="checkbox"/> 条例第5条第3号・規則第5条の規定による免除の申請 <input type="checkbox"/> 条例第5条第3号・糸魚川市公の施設使用料に係る減免基準を定める規程 (平成22年糸魚川市告示第15号)第3条 項 号の規程による減免申請		
備考			

**利用料金の減免について**

利用目的が以下のいずれかに該当する場合、料金の減免を受けることができます。

利用許可申請書の減免申請欄に該当する箇所にチェックを記入してください。

条例・規則	減免になる場合	減免額
条例第5条第1号	市が主催する場合	全額
条例第5条第2号	市が共催する場合	半額
条例第5条第3号	その他市長が必要と認める場合	
規則第5条	市内に伝わる民俗芸能等の練習、公演又は伝承活動で会館を利用する場合	全額
告示第15号 第3条1項1号	市の政策に沿った事業を展開する活動に利用する場合	全額
告示第15号 第3条1項2号	利用目的が利用者以外の市民福祉の向上に寄与し、市長が支援する必要があると認める活動に利用する場合	
告示第15号 第3条1項3号	市及び教育委員会が後援する事業のうち、全県規模に匹敵する事業等で特に公益性が高いと認める活動に利用する場合	
告示第15号 第3条1項4号	主に市内の小中学生を対象にしたクラブ活動等のうち、健全育成につながる活動に利用する場合	
告示第15号 第3条1項5号	市内の幼稚園、保育園、小中学校が授業等に利用する場合	
告示第15号 第3条1項6号	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「身体障害者福祉法等」という。）による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体及び保護者の団体が利用する場合	
告示第15号 第3条1項7号	国又は他の地方公共団体が市民の福祉向上につながる事業として利用する場合	

条例・規則	減免になる場合	減免額
告示第15号 第3条2項1号	非営利団体等が市民活動を活発にするために企画及び実施する講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会等で市長が支援する必要があると認める活動に利用する場合	半額
告示第15号 第3条2項2号	市及び教育委員会が主催した講座等の修了者が、自主グループを立ち上げ、講座等の修了した年度の翌年度末までの間、その活動を継続及び発展させていくための活動に利用する場合	
告示第15号 第3条2項3号	市内の高等学校等が学校の授業及び行事（クラブ活動を含む。）で利用する場合	
告示第15号 第3条2項4号	糸魚川市体育協会又は糸魚川市文化協会に加盟又は登録している団体が、本来の活動目的で利用する場合	
告示第15号 第3条3項	利用目的に当該各号と同様の公益性を見出せる場合	

※条例 … 「糸魚川市おててこ会館条例」

規則 … 「糸魚川市おててこ会館条例施行規則」

告示 … 「糸魚川市公の施設使用料に係る減免基準を定める規程  
(平成22年糸魚川市告示第15号)」

参考：[糸魚川市例規集](#)